4　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局会計課審査係　電話086―224―4511　内線2253

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間

別表の①に示す期間までとする。

②　交付方法

ア　インターネットによる場合

農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。

イ　インターネットへ接続する環境が無い場合

次の場所で交付する。

〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局農村振興部設計課技術審査第１係　電話086―224―4511　内線2625

③　参考資料の交付方法

参考資料（設計等業務報告書）について、交付を希望する場合はＣＤ－Ｒ等を持参した上で交付を受けるものとする。なお、配布場所は、上記イと同様の場所で交付する。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間

申請書は、別表の②に示す期間に、確認資料は、別表の③に示す期間に提出する。

②　提出場所

〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局農村振興部設計課技術審査第１係　電話086―224―4511　内線2625

③　その他

提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとする。詳細は入札説明書によるものとし、紙入札による場合は、上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅急便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

なお、本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受理通知として取り扱う。

⑷　入札書及び工事費内訳書の提出方法

①　電子入札システムによる入札：別表の④に示す期間

②　紙入札方式による入札：別表の④に示す期間

③　入札書及び工事費内訳書の提出方法は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、届出書を提出した場合は紙により持参することができる。

また、工事費内訳書については、オリジナルの電子データ（ＣＤ－Ｒ）及び紙での提出とし、入札書と同じ封筒に入れて提出すること。持参等の場合は、一つの封筒に入れて密封し、工事名、申請者名、担当者の記載、及び競争参加資格確認申請資料在中と記載すること。

なお、提出期限を過ぎて届いた場合は申請書を受付けないので、提出期限に注意すること。

紙入札方式による提出場所：上記４⑴に同じ。

⑸　開札の日時及び場所

①　開札の日時　別表の⑤に示す日時

ただし、開札日時は予定であるため、詳細は別途送付する競争参加資格確認通知書によるものとする。

②　開札場所　中国四国農政局７階入札室で行う。

5　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②イに同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、本工事における競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑾　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には届出書を提出することにより紙入札方式に変更できる。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例」（電子入札センターホームページ；http://www.maff－ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⑿　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

⒀　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

⒁　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

⒂　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒃　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒄　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日